

平成 25 年度

戦略的国際連携型研究開発推進事業
(情報セキュリティ、光通信及び無線通信
に関する研究開発課題の公募)

—提案要領—

公募期間

平成 24 年 10 月 2 日 (火)

~

平成 24 年 11 月 29 日 (木) (17:00 必着)



実はここにも

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

1	事業の概要.....	2
2	提案に係る留意事項.....	8
3	委託研究契約等の概要.....	12
4	研究開発実施上の留意点.....	14
5	提案の手続.....	17
6	その他.....	19
7	提案書の提出先、問い合わせ先.....	20
資料 1	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針.....	21
資料 2	府省共通研究開発管理システムについて.....	26

1 事業の概要

1. 概要

戦略的国際連携型研究開発推進事業（以下「本事業」という。）は、研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、日本及び外国の研究機関が共同で実施する研究開発課題の提案に対して、総務省が日本の研究機関に対して研究開発の委託を行う競争的研究資金制度¹です。

総務省は、ブリュッセル（ベルギー）において、平成 23 年 6 月 17 日に開催された「第 18 回日欧 ICT 政策対話」において、欧州委員会情報社会メディア総局（現通信ネットワーク・コンテンツ技術総局。以下「欧州委員会」という。）との間で日欧共同研究の推進について合意したこと、また、平成 24 年 5 月 3 日に開催された日欧閣僚級会合において、川端総務大臣とネリー・クルース欧州委員会副委員長との間で日欧が連携して本事業を推進することを確認したことを受け、平成 25 年度から、欧州連合（EU）加盟国の研究機関と共同で研究開発を実施する研究開発課題の提案に対して研究開発の委託を行います。

本提案要領は、日本の研究開発実施者に対して作成しています。

2. 対象とする研究開発領域

本事業において公募の対象となるものは、次のそれぞれの研究開発領域に該当し、日欧の研究機関が共同で実施する研究開発課題です。当該研究開発領域に含まれない課題の提案は、原則として採択しません。なお、複数の領域に該当すると思われる課題については、最も関連性の高い領域において提案してください。

(1) 光通信 (optical communications) : 課題コード²topic a

ア 成果目標

本施策では、波長当たり 100 Gbit/s の全光ネットワークと連携した省電力イーサネットシステムの構築を目指しています。100 Gbit/s のハードウェアコンポーネントやネットワークが開発途上であることを鑑み、本研究は、イーサネット伝送ネットワークのシステムレベルでさらなる高度化に重点を置き、すべてのネットワーク層の効果的な統合や、サーバ間の高速度な光を用いた配線技術（インターコネクション）、高信頼かつ高効率なネットワークアクセス及び中継スイッチングの技術を目指します。必要な場合には、ハードウェアコンポーネントの研究開発も全体的な研究開発課題の中に位置

¹ 競争的研究資金制度：研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度です。

² 「European Commission C(2012)4536 of 09 July 2012」で公表の「WORK PROGRAMME 2013 COOPERATION THEME 3」の「7.10 International Cooperation」に示す研究課題項目です。

http://ec.europa.eu/research/participants/portal/ShowDoc/Extensions+Repository/General+Documentation/All+work+programmes/2013/Cooperation/c-wp-201301_en.pdf

付けられます。

研究開発課題の詳細は以下のとおりです。

- ・近距離、長距離を含めた全光ネットワークの大容量化のために、シングルモード若しくはマルチモード光ファイバーを用いた、効率的で信頼性の高い100 Gbit/s イーサネット伝送を達成する技術に関する研究開発
- ・技術の実証により、必要であれば国際標準の高度化に貢献しうる研究開発（対象とする国際標準：IEEE 802.3ba, ITU-T G.709, OIF Implementation agreement など）

イ 期待する効果

- ・効率的で高ビットレートなイーサネット伝送の実現、国際標準化への展開
- ・低消費エネルギーで周波数利用効率が高く、さらに経済性に優れた高速全光ネットワークを構築するためのキー技術の創出
- ・日欧共同での国際標準化団体やフォーラムへの寄与

(2) 無線通信 (wireless communications) : 課題コード topic b

ア 成果目標

超高速データ伝送及び高精細センシングを屋内外で実現する、ミリ波帯・テラヘルツ波帯近距離無線システムを開発することが最終目的です。

超高速近距離無線技術、無線伝送技術、周波数再利用・コグニティブ無線技術を含めたミリ波帯・テラヘルツ波帯無線アクセス技術のアーキテクチャを中心とした研究開発を行います。

研究課題の詳細は以下のとおりです。

- ・ミリ波帯技術を使った、屋内利用型アプリケーション及びセンシングや無線アクセスによる光ファイバー回線の延長等の将来的な屋外利用型アプリケーション
- ・テラヘルツ帯における近距離無線伝送・無線ネットワークの実現
- ・大容量近距離無線技術やセンシング技術の標準化に向けたロードマップ

イ 期待する効果

- ・近距離・大容量通信及び高精細センサー技術のための新しいスペクトルの利用
- ・次世代近距離無線システムの、経済・スペクトル・消費電力の効率性の改善に向けた主要技術開発
- ・標準化活動における連携・標準化団体やフォーラムへの貢献

(3) サイバー脅威に対する回復性強化のためのサイバーセキュリティ

(Cybersecurity for improved resilience against cyber threats) : 課題コード topic c

ア 成果目標

情報漏洩、DoS 攻撃、マルウェア等のサイバー脅威に対する回復性強化のためのサイバーセキュリティ技術の研究開発を対象とします。

サービスやコンピュータが異方式でネットワーク化された環境の中で、いかにサイバーセキュリティを強化・拡張するか、サイバー攻撃を早期に特定するか戦略と技術に関する研究開発とします。

最終目標は、日欧で既知また起こりうるサイバー脅威に対する最先端実証実験を共同で実施することです。システムの、基礎的なセキュリティ技術の研究開発が必要な場合があります。例えば、プライバシー保護、データベースセキュリティ、セキュリティソフトウェア開発、暗号化・クラウドプロトコルのセキュリティ基礎技術、スマートフォン・次世代ネットワークのセキュリティ等です。

イ 期待する効果

- ・新たなサイバー脅威に対抗するために新しいアプローチと装置を開発し、国際的優位性の確立
- ・日欧さらには国際間の政策協調の強化

3. 提案要件

本事業では、欧州委員会の第7次フレームワークプログラム（FP7：7th Framework Program, URL：<http://cordis.europa.eu/fp7/ict/>）に参加可能な欧州連合（EU）加盟国（FP7において参加可能となっている国³）の大学、民間企業等の研究機関（以下、「欧州側の研究者」）と共同提案で研究開発を実施する、日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、国等の研究機関（以下、「日本の研究開発実施者」）からの提案を受け付けます。

日本の研究開発実施者は、「研究代表者」（研究提案者）及び「研究分担者」により構成されます。日本の研究開発実施者のうち、代表者一人を「研究代表者」とし、当該研究代表者と協力して研究開発を分担する研究者を「研究分担者」とします。

欧州委員会においても、総務省と連携のうえ、「Work Programme 2013⁴」を通じて日欧の共同提案を受け付けます。欧州委員会へは、欧州側の研究者から同一内容の提案を提出する必要があります。総務省と欧州委員会の双方で同一内容の共同研究開発提案が確認されない場合については選考の対象となりません。

4. 研究開発期間

契約年度を含め最長3か年度。

共同研究の契約は、平成25年4月頃の開始を予定していますが、最終的には、総務省と欧州委員会の協議により定めます。

5. 研究開発経費

単年度1課題当たり1億円（日本側のみ）を上限（消費税込み・間接経費込み）とします。また、間接経費は、直接経費の30%を上限とします。

研究開発経費は日本の研究開発実施者を対象として支払われます。平成25年度は、上記2の「対象とする研究開発領域」ごとに一つの提案の採択を予定しています。

³ ftp://ftp.cordis.europa.eu/pub/fp7/docs/third_country_agreements_en.pdf

⁴ <http://ec.europa.eu/research/participants/portal/download?docId=32919>

なお、研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託契約が締結されるとは限りません。また、本事業は、平成 25 年度予算成立前の公募であることから、今後、公募内容等に変更があり得えます。

6. 関連施策との連携等

本事業は、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）が構築・運用し、ネットワーク技術等の評価・検証に活用可能な「新世代通信網テストベッド」（JGN-X: Japan Gigabit Network eXtreme）や、海外研究者等の招聘等を支援する「国際交流プログラム」とともに「ICT 国際連携推進研究開発プログラム」として総合科学技術会議の「平成 24 年度科学技術関係予算重点施策パッケージ」に特定されているものです。これらの施策と連携して研究開発を実施する場合はその旨を提案書にご記入ください。

なお、JGN-X や国際交流プログラムについては、下記を参考にしてください。

【参考】

- ① 独立行政法人情報通信研究機構 「新世代通信網テストベッド JGN-X」

URL: <http://www.jgn.nict.go.jp/>

<連絡先>

独立行政法人情報通信研究機構

テストベッド構築企画室 JGN-X センター

メール: jgncenter_atmark_jgn-x.jp

- ② 独立行政法人情報通信研究機構 「国際交流プログラム」

URL: http://www.nict.go.jp/int_affairs/int/int_prog.html

<連絡先>

独立行政法人情報通信研究機構

国際推進部門 国際研究推進室 国際交流プログラム担当

メール: int_prog_atmark_ml.nict.go.jp

(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。)

7. 採択評価

日本の研究機関等から提案された研究開発課題は、「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成 14 年 6 月 21 日制定、平成 21 年 10 月 29 日最終改定）を踏まえて設定された評価基準を基に、下記に示す総務省及び欧州委員会で合意した評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される国内の評価委員会、及び日本及び欧州双方から選出された評価委員で構成する総務省・欧州委員会合同の評価委員会（以下「日欧合同評価委員会」という。）の二段階による評価を行い、その結果に基づき実施すべき研究開発課題を採択します。

(1) 国内評価（第一次評価）

第一次評価として、すべての提案課題について、主として情報通信技術に関する研究開発内容について高度に専門的な知見に基づいて行われる専門委員によ

る専門評価と、その専門評価の結果を踏まえ、国内の評価委員会による総合評価を実施します。

なお、必要に応じて提案書等の内容に関して提案者からのヒアリング等を実施した場合、聴取した事項も評価の対象とします。

また、欧州においても、所定の手続きに則り、第一次評価を実施します。

(2) 日欧合同評価（第二次評価）

第二次評価として、日本及び欧州それぞれの第一次評価を受け、日本及び欧州のそれぞれから同数選出された評価委員で構成される日欧合同評価委員会による評価を実施します。

(3) 評価の観点

採択評価では、以下の評価項目・評価の観点による評価を実施します。

【評価項目・評価の観点】

評価項目	評価の観点
研究開発目的・内容について	<ul style="list-style-type: none">研究開発の必要性、方向性及び達成目標の妥当性技術課題の新規性・革新性研究開発方法、実施計画の品質と有効性
研究開発の実施体制・実施計画について	<ul style="list-style-type: none">研究開発の推進管理体制（マネジメント）の妥当性研究者の資質と経験研究者や研究機関の組み合わせ、役割分担の有効性、日欧の連携体制の有効性予算計画の妥当性・正当性
研究開発の成果・波及効果	<ul style="list-style-type: none">提案要領に示された期待する効果の日欧への貢献度成果の普及・展開方法、知的財産管理の妥当性国際標準化・実用化・国際競争力強化等への貢献

なお、研究開発課題の選定に係る評価は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

また、選考の経過については通知しません。お問い合わせにも応じられません。

8. 採択及び通知

総務省及び欧州委員会は、日欧合同評価委員会の評価結果を受け、同一の共同研究開発課題を採択課題として決定します。

その際、総務省及び欧州委員会は連携して提案者と当該研究開発の実施内容について調整を行い、研究計画の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、採択課題を決定します。採択・不採択の結果は、総務省及び欧州委員会から日欧それぞれの研究代表者あてに通知します。

9. 次年度以降の研究開発の実施

総務省は、次年度以降の研究開発の実施に当たって、日本の研究開発実施者より、毎年度12月頃に継続提案書を提出していただき、進捗状況や研究開発成果等

に関する継続評価を実施します。

その結果を踏まえ、プログラムディレクターの助言を受け、次年度の研究開発の実施が決定され、新たに委託研究契約を締結して研究開発を実施することになります。なお、継続評価の結果によっては、実施計画や予算計画の見直し、研究開発そのものの中止等を指示することがあります。

研究開発を終了（又は中止）した課題は、終了報告書を提出していただき、研究実施状況や研究開発成果等に関する終了評価を実施します。また、終了翌年度に開催する成果発表会において研究開発の成果を発表していただきます。

さらに、後年度に実施する追跡調査（原則終了1年後と3年後）や追跡評価（終了1～5年後）にもご協力いただきます。

なお、評価に関する詳細については「戦略的国際連携型研究開発推進事業評価の手引」を参照ください。

2 提案に係る留意事項

採択された共同研究開発課題は、研究開発を実施する者が所属する日本側の各機関と総務省との間で委託研究契約を締結し、委託研究として研究開発を実施していただきます。その際、当該研究開発の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

(1) 研究開発実施者の要件

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、独立行政法人、国等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生を除く。）であること。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。
- ③ 府省共通研究開発管理システム⁵（以下、「e-Rad」という。）に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- ④ すべての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本制度へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施に当たって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要がある。）
- ⑤ 研究代表者は、全研究開発期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。大学院生等の学生やポストドクターが研究代表者になることはできない。また、日本語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。ポストドクターは研究分担者になることができるが、大学院生等の学生が研究分担者になることはできない。

(2) 研究協力者

研究代表者及び研究分担者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者が必要な場合は、研究開発を実施する者に含めることができます。ただし、協

⁵ <http://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad は、当該システムを通じて、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※）に、各種の情報を提供することがあります。

※政府研究開発データベース：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

力を行う者は、当該事業の研究開発実施者でないため、当該事業の研究開発資金を使用することはできません。

(3) 戦略的国際連携型研究開発推進事業及び戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) における研究開発実施者の重複の排除

本事業に新規提案する課題の研究代表者は、戦略的国際連携型研究開発推進事業及び戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) のすべてのプログラムにおいて、研究代表者及び研究分担者となることはできません。

また、本事業に新規提案する課題の研究分担者は、戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) のすべてのプログラムにおいて、研究代表者となることはできません。

ただし、「戦略的国際連携型研究開発推進事業及び戦略的情報通信研究開発推進制度 (SCOPE) による研究開発課題に対する不参画申請書 (様式 11)」を提出することにより、本事業の新規提案課題における研究代表者となることができます。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても当該研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

(4) 個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された研究開発課題提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された研究開発課題提案書における研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名は、本制度の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び制度運用のために総務省が使用します。

(5) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本制度は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度 (平成23年度：8府省26制度) の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への提案に対して、「競争的資金の適正な執行に関する指針」 (平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改正)⁶に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部について他府省を含む競争的資金担当課 (独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。) に情報提供する場合があります。

② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

⁶ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

ただし、当該指針は、契約手続きの時点で最新の指針とします。また、「2 提案に係る留意事項」の考え方も同様とします。

(6) 他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）⁷等、競争的資金等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択あるいは採択取り消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本制度に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本制度に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中で他制度への応募の採否が決定した場合には、総務省（「7 提案書の提出先、問い合わせ先」を参照。）まで速やかにご連絡ください。

(7) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本制度及び総務省や他府省の競争的資金制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本制度への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、2から5年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本制度への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5年間とします。

(8) 研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本制度及び総務省や他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為に関与した者に対して、本制度への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本制度への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

⁷ エフォート（研究充当率）：研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指す。

(9) 人権及び利益の保護に関して

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行っておいてください。

3 委託研究契約等の概要

本事業の日本側の委託研究契約の概要は、次のとおりです。

(1) 契約期間

委託研究の契約は単年度契約です。次年度以降の研究実施に係る契約については、当該年度末に実施する継続評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）こととなります。

(2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で委託研究契約を締結します。研究開発実施者個人との間で委託研究契約を締結することはありません。

(3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関すべてと総務省との間で、個別に委託研究契約を締結します。

(4) 研究開発経費

研究開発に係る経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。委託契約に係る経理処理の基準は、「対象経費（直接経費）の範囲」を参考にしてください。

なお、研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託契約が締結されるとは限りません。

また、委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発するための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

(5) 委託研究契約書

総務省が別途作成する「委託研究契約書」により契約していただきます。必要な契約条件が所属研究機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続き開始後、1ヶ月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(6) 欧州の研究機関等との共同研究契約等

共同研究を実施するに当たり、欧州及び日本の研究機関内のすべての機関間（研究協力者がいる場合には、研究協力者の所属する機関を含む。）で共同研究契約を締結することが必要となります。また、共同研究契約の締結に当たり、共同研究機関間で知的所有権について十分に話し合ってください。特に、国の研究開発委託費により研究開発の期間中に得られた成果は、「産業技術力強化法」（平成12年4月19日法律第44号）により、一定の条件を満たしていただくことで、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。共同研究契約の締結の際には欧州の研究機関を含むすべての研究機関から本件の理解を得て、適切な共同研究契約等を締結することが必要となりますので、提

案時には、この調整での合意事項など踏まえた共同研究契約等の最終案を提出していただくこととなります。

(7) 研究成果報告書の作成

契約終了時に「研究成果報告書」を提出していただきます。また、研究開発の進捗状況について、別途開催される国際シンポジウム等で報告を行っていただくこともあります。

(8) 実績報告書の作成

契約終了に当たり、当該年度の委託研究に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」及び「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

(9) 終了報告書の作成及び成果発表

研究開発終了後、研究開発全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成と、総務省が開催する本制度の「成果発表会」において成果の報告を行っていただきます。

(10) 追跡報告書等の作成

研究開発終了原則1年後と3年後に実施する追跡調査に回答をいただきます。また、終了評価の結果、指定された課題については、追跡報告書（終了1～5年後）を提出していただきます。

4 研究開発実施上の留意点

(1) 研究開発実施者の雇用等

研究開発実施者として新たに研究者を必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者を雇用し、その人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。

当該雇用に関する責任は、すべて所属研究機関に帰属します。

(2) 研究開発成果の帰属

研究開発の期間中に得られた成果は、「産業技術力強化法」により、一定の条件を満たしていただくことで、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。

共同研究契約の締結の際には外国の研究機関に本件を理解していただいた上で、適切な共同研究契約等を締結することが必要となります。（「3 委託研究契約等の概要」(6) 欧州の研究機関等との共同研究契約等」参照）

(3) 研究開発成果の公開・普及

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究開発成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容について公表します。また、毎年度提出された研究開発成果報告書、終了報告書についても公表します。

研究代表者及び研究分担者は、本制度により得られた研究開発成果について、ホームページや関連学会等に発表することなど、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表する際には、**本制度の成果である旨を必ず記載**していただきます。

(4) 研究開発場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。

(5) 研究開発に必要な機器設備について

研究開発に必要な機器設備の調達方法の決定に当たっては、購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則、安価な方法を採用していただくこととなります。採択後の課題実施における経理処理手続では、研究機器設備の購入とリース・レンタルで調達経費を比較した結果を確認できる書類を準備していただくこととなります。

(6) 購入した物品等の扱い

本制度は、委託により実施するものであるため、本制度により購入し取得した物品等の所有権は、研究開発期間終了後に総務省に帰属します。したがって、取得した物品等は、所属研究機関の担当者による善良な扱いの下に管理していただきます。

研究開発終了後の物品等の取扱いについては、別途協議することとします。

(7) 研究費の不正な使用への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本制度において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

また、「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監督の指針」（平成19年3月総務省制定）に従い、本制度における研究費の管理・監督に関して研究機関側にて対応いただきます。

(8) 研究上の不正への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」に従い、本制度及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他省庁を含む他の競争的資金担当課に、当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。

また、「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針」（平成18年10月総務省制定、平成19年3月改正）に従い、本制度における研究上の不正行為へ対応していただきます。

(9) 安全保障貿易管理⁸について（海外への技術漏洩への対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」

⁸ 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。

という。)に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

5 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

本制度への e-Rad を用いた提案方法の詳細は、資料 2 「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による戦略的国際連携型研究開発推進事業への応募について」に記載してあります。

(1) 提案に必要な準備作業

① e-Rad への登録

本制度への提案では e-Rad を使用します。したがって、事前に e-Rad へ「所属研究機関」及び「研究者」の 2 つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本制度への提案においては、研究代表者の所属研究機関及びすべての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及びすべての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本制度への提案では所定様式を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式等をダウンロードしてください。

(2) 公募期間

研究開発課題提案書の受付期間（公募期間）は、次のとおりです。

平成 24 年 10 月 2 日（火）～平成 24 年 11 月 29 日（木）（17:00 必着）

なお、公募期間を過ぎた提案書は受け付けられません。

(3) 提案方法

① 応募情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて 11 月 29 日（木）17:00（以下「期限」といいます。）までに本制度への応募情報を入力してください。その際、資料 2 「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による戦略的国際連携型研究開発推進事業への応募について」を熟読の上、登録を行ってください。

② 研究開発課題提案書の提出

研究開発課題提案書は、提案書受付期間内に、総務省（「7 提案書の提出先、問い合わせ先」を参照。）宛てに提案書 1 部、提案書の写し 1 部、提案書を保存した電子媒体（CD）一式及びその他提案に必要な書類一式を直接持ち込み又は郵送にて期限までに提出してください。なお、提出された研究開発課題提案書は返却いたしません。

（4）提案に当たって

研究代表者は、責任を持って研究開発課題提案書を取りまとめた上で提出願います。研究開発課題提案書の記載事項に不明な点があった場合には、研究代表者あてに確認しますので、研究代表者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問い合わせに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」でご確認ください。

（5）提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から 1 ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から 1 ヶ月以上経過後に確認してください。

（6）採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表する予定です。

6 その他

本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、本制度のホームページ等でお知らせいたします。

7 提案書の提出先、問い合わせ先

提案書の提出、問い合わせ先は下記宛てにお願いします。

【提案書の提出先】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 研究推進室
戦略的国際連携型研究開発推進事業事務局宛

【公募に関する問い合わせ先】

総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 研究推進室
担 当：田居イノベーション推進官、竹下課長補佐、丸橋成果展開係長
電 話：03-5253-5730 FAX：03-5253-5732
(E-mail) international-rad_atmark_soumu.go.jp
(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。)

【本事業全般に関する問い合わせ先】

総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
戦略的国際連携型研究開発推進事業事務局
担 当：篠澤課長補佐、舘澤技術係長、河合官
電 話：03-5253-5727 FAX：03-5253-5732
(E-mail) international-rad_atmark_soumu.go.jp
(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。)

資料1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

平成17年3月23日改正

平成21年3月27日改正

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態			
	委託費 (政府出資金等)	個人補助金 (国庫補助金)	機関補助金 (国庫補助金)	予算の移替え (国研所管省庁一般会計)
国立大学、大学共同利用機関等	国から被配分機関に配分 ※出資金事業等、地球環境研究総合推進費、振興調整費	研究者から所属機関に納付 ※科研費等	国から被配分機関に配分 ※振興調整費	
国立試験研究機関等 国の機関	年度途中における予定外の受託が出来ないため、その際は配分不可能	研究者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目が無いため配分不可能		競争的資金の所管府省から被配分機関に一般会計の(項)科学技術振興調整費等として配分 ※振興調整費、地球環境研究総合推進費
独立行政法人	委託者から受託者に配分 ※出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 ※科研費等	国から被配分機関に配分 ※振興調整費	
公立大学、公設試験研究機関	委託者から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) ※出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) ※科研費等	国から都道府県等に配分(都道府県議会等における予算の審議を経て執行) 国から被配分機関に配分 ※振興調整費	
特殊法人、公益法人 民間企業、私立大学	委託者から受託者に配分 ※出資金事業、振興調整費等	研究者から所属機関に納付 ※科研費等	国から被配分機関に配分 ※振興調整費等	

* 留意点：配分機関により、運用は異なることがある(民間企業の取り扱い等)。

(別紙様式)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書 (平成〇〇年度)

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位：千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
〇〇研究費補助金	〇〇, 〇〇〇	
〇〇制度	〇, 〇〇〇	
合 計	〇〇, 〇〇〇	
(支出)		
経費の項目	執行額	備考 (具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費		
①人件費	〇〇, 〇〇〇	
②物件費	〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇, 〇〇〇	
④その他		
2. 研究部門に係る経費		
①人件費	〇, 〇〇〇	
②物件費	〇〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇	
④その他		
3. その他の関連する事業部門に係る経費		
①人件費	〇, 〇〇〇	
②物件費	〇〇, 〇〇〇	
③施設整備関連経費	〇〇, 〇〇〇	
① の他		
合 計	〇〇, 〇〇〇	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。(間接経費の充当の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)

資料2 府省共通研究開発管理システムについて

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

2 e-Radの操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先について

e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先は、下記のとおりです。問い合わせに当たっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

・情報提供サイト： e-Rad ポータルサイト <http://e-rad.go.jp/>

・e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先：

e-Rad ヘルプデスク

TEL 0120-066-877

受付時間 9:30～17:30

※土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

3 e-Radによる応募の流れについて

(1) 研究機関の登録及び電子証明書の入手 <研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関による作業>

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関を、応募時までにシステム運用担当に申請し、登録する必要があります。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

e-Rad にログインして各種作業を行うパソコンには、e-Rad の電子証明書がインポートされている必要がありますので、研究機関の登録と併せて、必要な台数分の電子証明書を入手する申請も行ってください。

研究機関の登録方法についての詳細は、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続き完了までには1～2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをしてください。

(2) 研究者情報の登録 <研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関の事務代表者による作業>

研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、電子証明書をインポートしたパソコンでe-Radにログインし、応募する研究代表者又は研究分担者に関する研究者情報を登録してください。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。ログインIDとパスワードは、各研究機関の事務代表者から配布されます。

研究者情報の登録方法についての詳細は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

(3) 応募する前の準備作業 <研究代表者が行う作業>

まず、本公募に関する総務省のホームページから、応募要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

次に、提案書作成要領に従って提案書を完成させてください。なお、提案書に記載する内容には e-Rad で入力する応募情報も含まれているので、先に提案書を完成させておくことで、下記(4)の作業が効率的に行えます。

(4) 応募情報の入力と提出 <研究代表者が行う作業>

研究代表者は、電子証明書をインポートしたパソコンでe-Radにログインし、本制度への応募情報を入力し、提出してください。応募情報の入力の際には、下記「4 応募情報の入力要領」を参考にしてください。なお、研究代表者が提出された応募情報は、下記(5)によって研究代表者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、総務省へは提出されません。

(5) 応募情報の承認 <研究代表者所属研究機関の事務代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者は、e-Rad にログインして応募情報の内容を確認した上で、「承認」、「修正依頼」又は「却下」を選択して確定してください。なお、承認する際には、研究代表者が作成した提案書（上記(3)で作成された書類）に不備がないことも確認してください。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が承認すると、e-Radの「受付状況一覧画面」における応募情報の状態が「配分機関受付中」になります。なお、応募締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

(6) 提案書の提出 <研究代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者によるe-Radでの承認を受けた後、総務省情報通信国際戦略局技術政策課研究推進室に郵送により送付又は直接の持ち込みにより提案書を提出してください。提案書の提出方法については、本書の「8 提案の手続」をご覧ください。

提案書は、応募期間内に到着するよう、余裕をもって発送していただきますようお願いいたします。期限以降に到着した提案書は無効となり、e-Rad で入力した応募情報も無効となります。

(7) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から 1 ヶ月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から 1 ヶ月以上経過後に確認してください。

(8) 採択・不採択の確認

応募課題の採択・不採択の結果は文書及び電子メールで提案者に通知しますが、平成 25 年 3 月には e-Rad の「受付状況一覧画面」でも確認できる予定

です。

4 応募情報の入力要領

e-Rad を用いた本制度への応募情報登録（上記 3 の (4) で行う作業です。）において、注意すべき事項を以下に示します。なお、ここで掲げた項目等は、本提案要領を作成した時点のものです。公募に当たって、一部改定される場合があります。

>>>> 応募情報登録【研究共通情報の入力】

項目	入力内容
年度	2013 年度《入力済み》
配分機関名	総務省《入力済み》
制度名	戦略的国際連携型研究開発推進事業《入力済み》
事業名	戦略的国際連携型研究開発推進事業《入力済み》
新規継続区分	新規《入力済み》
課題 ID	※入力不要。
研究開発課題名	※提案書（様式 1）の「研究開発課題名」を転記。
研究種別	《入力済み》
研究開発期間	（開始）2013 年度～（終了予定）※終了予定年度を半角数字で入力。
主分野	※「一覧」のリストから選択。
副分野	※「一覧」のリストから選択。
研究キーワード	※「一覧」のリストから選択。「一覧」のリストに適切な用語がない場合は、（コード）999 を入力して、その右欄に適当な用語を入力する。その際、可能な限り、電子情報通信学会の「専門分野分類表」（ http://www.ieice.org/jpn/shiori/pdf/furoku_g.pdf ）から選択。 ※提案書（様式 1）の「研究キーワード」と同一の用語となるよう、整合をとること。
研究目的	※提案書（様式 1）の「研究開発の目的」を転記。
研究概要	※提案書（様式 1）の「研究開発の概要」を転記。

>>>> 応募情報登録【研究個別情報の入力】

項目	入力内容
研究代表者の所属研究機関の所在地都道府県名	※プルダウンメニューから、該当する都道府県名を選択。
研究代表者の所属研究機関の区分	※プルダウンメニューから、区分を選択。
研究代表者の連絡先電話番号	※市外局番から半角で入力。（例：0000-00-0000）
研究開発戦略マップにおける研究開発課題名	※プルダウンメニューから、主たる課題名を選択。
提案する分類	

>>>> 応募情報登録【応募時予算額の入力】

項目	入力内容

直接経費（千円）	<p>※提案書（様式1）の「研究費」における内訳に記載した各年度の研究費（税込み）を転記（千円単位）。</p> <p>※各年度の研究費を入力後、「計算」ボタンをクリックすることで小計と合計が自動的に入力される。</p>
----------	---

>>>>応募情報登録【研究組織情報の入力】

項目	入力内容
研究代表者	<p>※「1. 専門分野」：適切な分野名を入力。</p> <p>※「3. 役割分担」：入力不要。</p> <p>※「直接経費」：上記【応募時予算額の入力】にて入力した平成25年度の研究費（税込み）のうち、研究代表者に配分される研究費（税込み）を記入（千円単位）。</p> <p>※「エフォート」：提案書（様式1）の「研究代表者」に記載した数値（%：少数第一位を切り捨て）を転記。</p>
研究分担者	<p>※研究分担者がいる場合、「追加」ボタンをクリックして行を追加。</p> <p>※研究分担者全員について、情報を入力。</p> <p>※「1. 専門分野」：適切な分野名を入力。</p> <p>※「3. 役割分担」：入力不要。</p> <p>※「直接経費」：上記【応募時予算額の入力】にて入力した平成25年度の研究費（税込み）のうち、当該研究分担者に配分される研究費（税込み）を記入（千円単位）。</p> <p>※「エフォート」：提案書（様式1）の「研究分担者」に記載した当該研究分担者の数値（%：少数第一位を切り捨て）を転記。</p>

>>>>応募情報登録【応募・受入状況】

項目	入力内容
研究代表者の他の応募・受入状況	<p>※研究代表者について、現在応募している他の制度や事業の情報及び過去に採択され平成25年度も実施予定の研究課題の情報を入力。</p> <p>※入力対象とする制度や事業は、e-Rad で対象としている制度や事業 (http://www.e-rad.go.jp/jigyolist/ に記載)。</p> <p>※研究代表者の情報を記した提案書（様式6）の「エフォート」における「③他の競争的資金制度による研究開発」に記載した情報のうち、該当する項目を転記。</p> <p>※「課題ID」以外は入力必須。</p> <p>※入力する情報がない場合は、「削除」ボタンをクリックして、当該事項を削除。</p>

5 e-Radの使用に当たっての留意事項

(1) e-Rad の利用可能時間帯

（月～金曜日）6時～翌日2時

（土・日曜日）12時～翌日2時

なお、国民の祝日も、上記時間帯はサービスを行います。ただし、上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止す

る場合があります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

(2) 個人情報の取り扱い

応募情報に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他省庁等が所管する研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供も含む）する他、e-Rad を経由して「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。